

保護者の皆様へ

# 武蔵野市の“特別支援教育”について

平成18年9月  
武蔵野市教育委員会 指導課

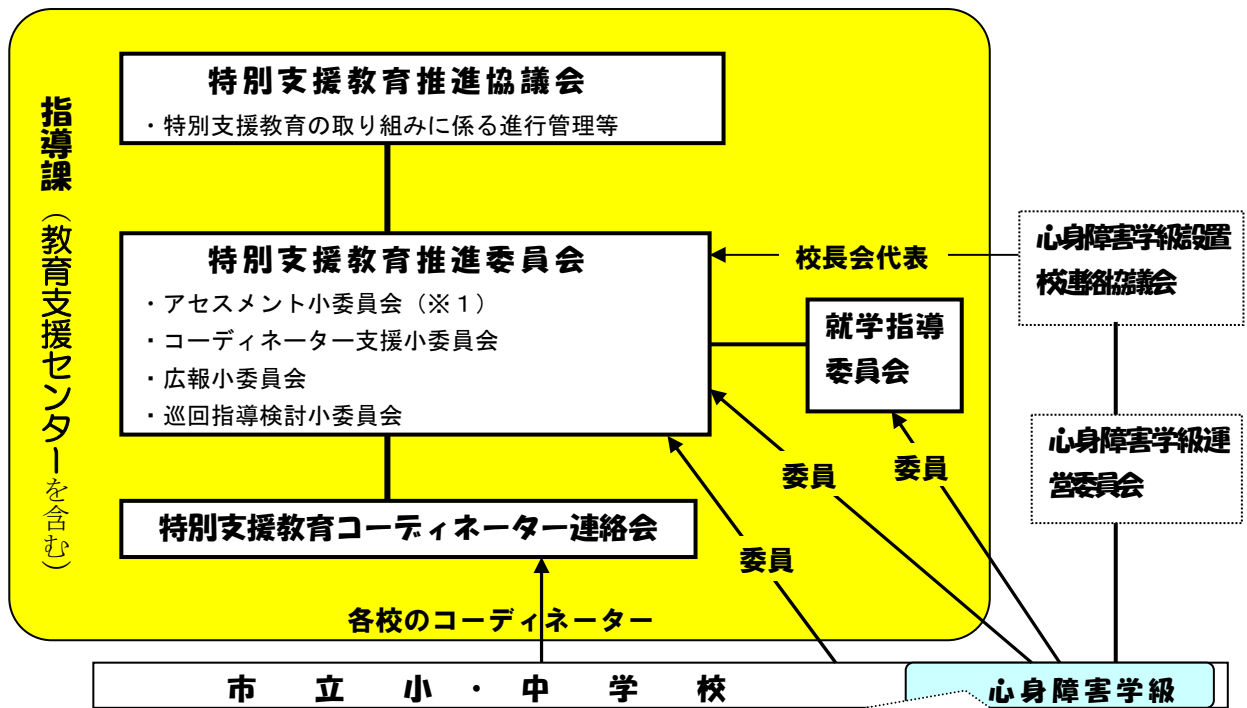
今年4月に、「特別支援教育が少しずつ進んでいます」と題するリーフレットで、特別支援教育の理念などをご紹介いたしました。今回は、今年度の武蔵野市の特別支援教育に関する取り組み状況をお知らせいたします。

去る6月15日の衆議院本会議で学校教育法の一部改正案が可決・成立し、同21日に公布されました。平成19年4月1日から施行されます。この法律では、  
①現在の盲・ろう・養護学校を、障害種別を超えた「特別支援学校」とすること  
②特別支援学校は、小・中学校等に在籍する障害のある児童・生徒の教育について助言・援助に努めること  
③小・中学校においては、LD、ADHD等を含む障害のある児童・生徒に対して適切な教育を行うよう努めることが、規定されました。



本市では、この改正の趣旨に沿って、都立小金井養護学校等との連携や市立小・中学校での特別支援教育の取り組みがスムーズに進行できるよう、新たに下記のような組織を整えました。また、特別支援教育コーディネーターの研修などにも、力を注いでおります。

## 平成18年度 武蔵野市における特別支援教育推進の体制



- 情緒障害(通級) こぶし学級 (桜野小) こぶし学級 (第二中)  
\*平成19年4月より第四小学校にも情緒障害学級を新設予定。
- 難聴・言語障害(通級) こだま学級 (桜野小:難聴・言語) エコールーム (第一中:難聴)
- 知的障害 むらさき学級 (大野田小) けやき学級 (境南小) 群咲学級 (第四中)
- 肢体不自由 いぶき学級 (大野田小) (第四中のいぶき学級は休級中)
- 院内(病弱) いとすぎ学級 (境南小、第六中:武蔵野赤十字病院の中にあります。)